

○浜松市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例

平成25年3月22日

浜松市条例第34号

(趣旨)

第1条 この条例は、別に定めがあるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定める。

(指定障害福祉サービスの事業等に関する基準)

第2条 法第36条第3項第1号（法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第34条の21（省令を改正する命令のうち同条に関する部分を含む。）に定めるところによる。

2 法第30条第1項第2号イ、法第41条の2第1項各号並びに法第43条第1項及び第2項に規定する条例で定める指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。同令を改正する命令を含む。）に定める基準とする。

(平31条例11・一部改正)

(指定障害者支援施設に関する基準)

第3条 法第38条第3項（法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）において準用する法第36条第3項第1号に規定する条例で定める者は、省令第34条の24の2（省令を改正する命令のうち同条に関する部分を含む。）に定めるところによる。

2 法第44条第1項及び第2項に規定する条例で定める指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。同令を改正する命令を含む。）に定める基準とする。

(障害福祉サービス事業に関する基準)

第4条 法第80条第1項の規定により条例で定める障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基

づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７４号。同令を改正する命令を含む。）に定める基準とする。

（地域活動支援センターに関する基準）

第５条 法第８０条第１項の規定により条例で定める地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７５号。同令を改正する命令を含む。）に定める基準とする。

（福祉ホームに関する基準）

第６条 法第８０条第１項の規定により条例で定める福祉ホームの設備及び運営に関する基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７６号。同令を改正する命令を含む。）に定める基準とする。

（障害者支援施設に関する基準）

第７条 法第８４条第１項の規定により条例で定める障害者支援施設の設備及び運営に関する基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７７号。同令を改正する命令を含む。）に定める基準とする。

（委任）

第８条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則（平成３１年３月１５日浜松市条例第１１号）

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。